

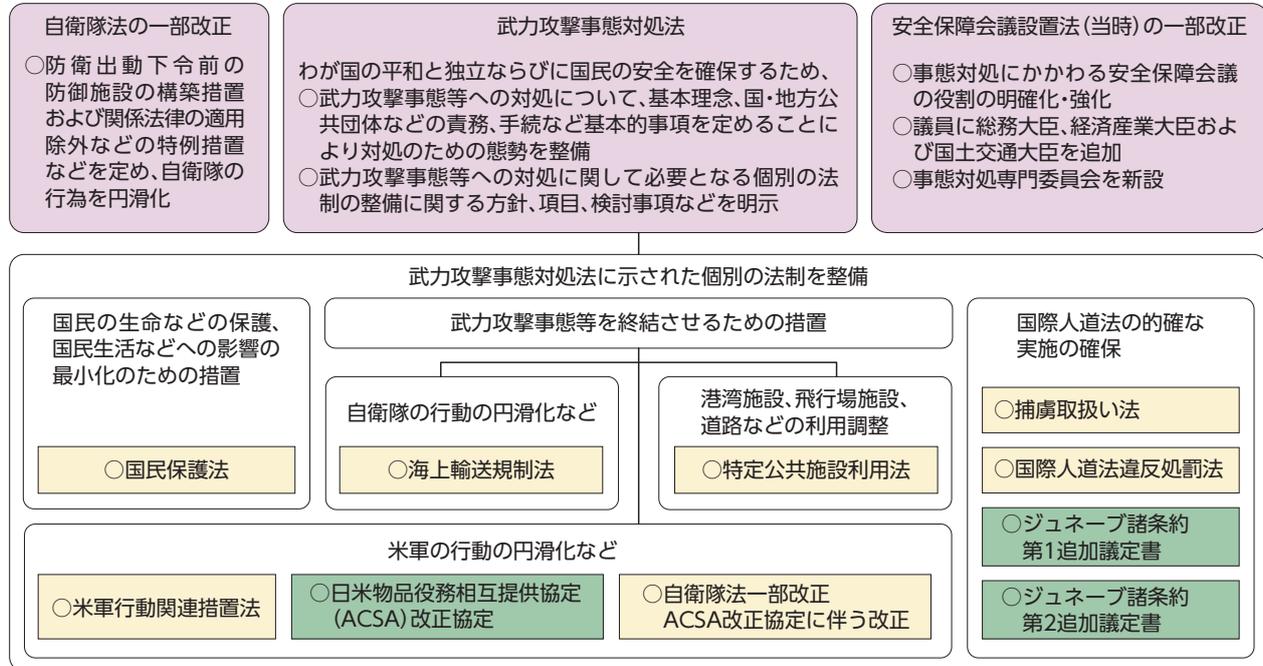
第2節 武力攻撃事態等への対応のための枠組みなど

わが国に対する武力攻撃など、国や国民の平和と安全にとって最も重大な事態についてのわが国の対応の枠組み¹は、武力攻撃事態等（武力攻撃事態²および武力攻撃予測

事態³）における実効的な対応を可能とし、わが国に対する武力攻撃などの抑止にもつながるものである。

参照 図表Ⅲ-1-2-1（有事法制の全体像）

図表Ⅲ-1-2-1 有事法制の全体像



■ 平成15年の通常国会で成立した法律（有事法制関連3法） □ 平成16年の通常国会で成立した法律（有事法制関連7法）
 ■ 平成16年の通常国会で締結が承認された条約（関連3条約）

1 武力攻撃事態等における対応の枠組み

① 武力攻撃事態等への対処

武力攻撃事態対処法は、武力攻撃事態等への対処に関する基本理念、基本的な方針（対処基本方針）として定めるべき事項、国・地方公共団体の責務などについて規定して

いる。また、武力攻撃事態等が発生した場合、関係機関（指定行政機関、地方公共団体および指定公共機関⁴）が国民保護法などに基づいて行う対処措置を連携協力して行い、国全体として武力攻撃事態等への対処に万全の措置を講ずるための枠組みを整えている。

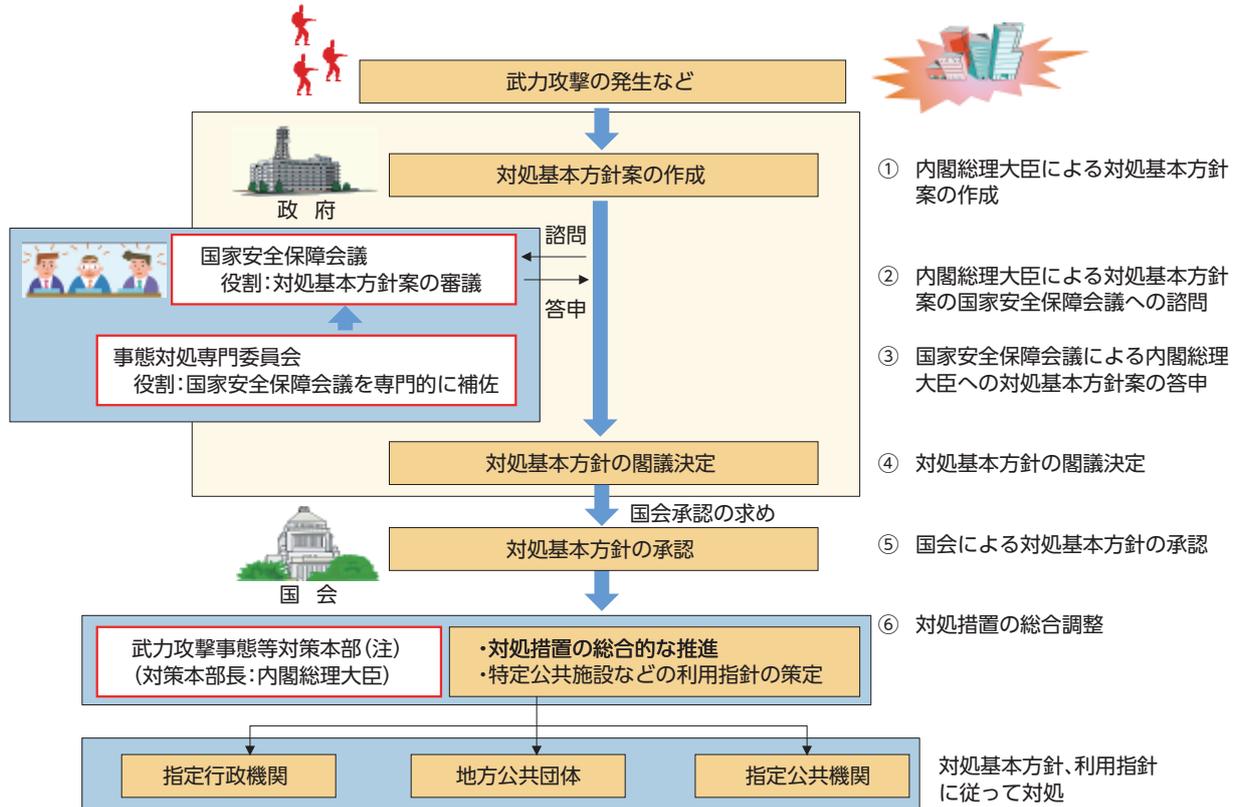
1 03（平成15）年に事態対処関連3法が成立し、翌04（同16）年に事態対処法制関連7法が成立したほか、関連3条約の締結が承認され、有事法制の基盤が整えられた。これらの法制整備には、防衛庁（当時）が77（昭和52）年から進めていた、いわゆる「有事法制の研究」の成果が多く反映されている。なお、「有事法制」については、必ずしも概念として定まったものがあるわけではなく、本白書では、有事法制と用いる場合、03（平成15）年以降に整備された事態対処関連法制を指す。

2 わが国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態または武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

3 武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態

4 独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関と電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの

図表Ⅲ-1-2-2 武力攻撃事態等への対処のための手続



(注) 武力攻撃事態等への対処措置の総合的な推進のために内閣に設置される対策本部

参照 図表Ⅲ-1-2-2 (武力攻撃事態等への対処のための手続)、資料21 (自衛隊の主な行動)、資料22 (武力行使および武器使用に関する規定)

共同体または指定公共機関が、法律の規定に基づいて所要の措置を行う。

参照 図表Ⅲ-1-2-3 (指定行政機関などが実施する措置)

(1) 対処基本方針など

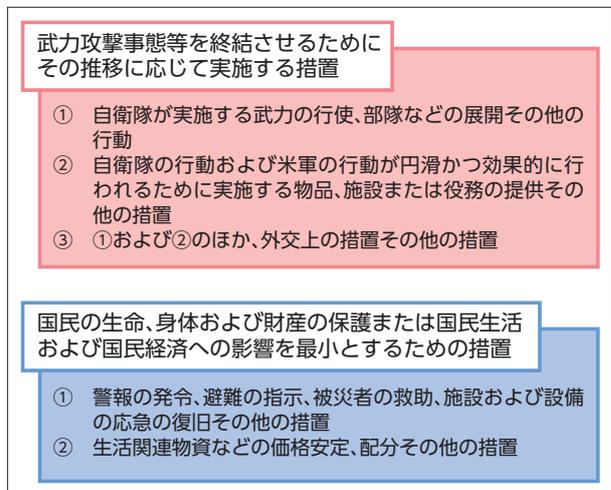
武力攻撃事態等に至ったときは、次の事項を定めた対処基本方針を閣議決定し、国会の承認を求める。また、対処基本方針が定められたときは、臨時に内閣に武力攻撃事態等対策本部 (対策本部) を設置して、対処措置の実施を推進する。

- ① 武力攻撃事態であること又は武力攻撃予測事態であることの認定及び当該認定の前提となった事実
- ② 当該武力攻撃事態等への対処に関する全般的な方針
- ③ 対処措置に関する重要事項

(2) 対処措置

武力攻撃事態等への対処にあたり、対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公

図表Ⅲ-1-2-3 指定行政機関、地方公共団体または指定公共機関が実施する措置



(3) 国、地方公共団体などの責務

武力攻撃事態対処法に定める国、地方公共団体などの責務は、次のとおりである。

参照 図表Ⅲ-1-2-4 (国、地方公共団体などの責務)

図表Ⅲ-1-2-4 国、地方公共団体などの責務

| 主 体 | 責 務 |
|--------|---|
| 国 | <ul style="list-style-type: none"> ・わが国を防衛し、国土ならびに国民の生命、身体および財産を保護する固有の使命を有する。 ・組織および機能のすべてをあげて、武力攻撃事態等に対処する。 ・国全体として万全の措置が講じられるようにする。 |
| 地方公共団体 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域ならびに住民の生命、身体および財産を保護する使命を有する。 ・国および他の地方公共団体その他の機関と相互に協力し、必要な措置を行う。 |
| 指定公共機関 | <ul style="list-style-type: none"> ・国および地方公共団体その他の機関と相互に協力し、その業務について必要な措置を行う。 |
| 国民 | <ul style="list-style-type: none"> ・指定行政機関、地方公共団体または指定公共機関の対処措置に必要な協力をするよう努める。 |

(4) 内閣総理大臣の対処措置における権限

対処基本方針が定められたときは、内閣に、内閣総理大臣を対策本部長、国務大臣を対策副本部長または対策本部員とする対策本部が設置される。

内閣総理大臣は、国民の生命、身体もしくは財産の保護または武力攻撃の排除に支障があり、特に必要があると認める場合であって、総合調整に基づく所要の対処措置が行われないときは、関係する地方公共団体の長などに対し、その対処措置を行うべきことを指示することができる。また、内閣総理大臣は、指示に基づく所要の対処措置が行わ

れないときや、国民の生命、身体、財産の保護や武力攻撃の排除に支障があり、事態に照らし緊急を要する場合は、関係する地方公共団体の長などに通知したうえで、自らまたはその対処措置にかかわる事務を所掌する大臣を指揮し、その地方公共団体または指定公共機関が行うべき対処措置を行い、または行わせることができる。

(5) 国際連合（国連）安全保障理事会への報告

政府は、国連憲章第51条などに従って、武力攻撃の排除にあたってわが国が講じた措置について、直ちに国連安保理に報告する。

2 武力攻撃事態等以外の緊急事態への対処

武力攻撃事態対処法においては、政府は、わが国の平和と独立ならびに国および国民の安全を確保するため、武力攻撃事態等以外の緊急事態⁵にも、的確かつ迅速に対処する旨規定されている。

3 武力攻撃事態対処法に基づく措置など

03（平成15）年6月に成立した武力攻撃事態対処法の規定を踏まえ、有事法制関連7法案および関連3条約が04（同16）年6月に成立・締結の承認がされた。これにより武力攻撃事態等への対処に必要な措置などが取られる枠組みが整備されている。

参照 資料21（自衛隊の主な行動）、資料22（武力行使および武器使用に関する規定）

2 国民の保護に関する取組

1 国民の保護に関する基本指針および防衛省・自衛隊の役割

05（平成17）年3月、政府は国民保護法第32条に基づき基本指針を策定した。この基本指針においては、武力攻撃事態の想定を着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃の四つの類型に整理し、

その類型に応じた国民保護措置の実施にあたっての留意事項を定めている。

防衛省・自衛隊は、国民保護法および基本指針に基づき国民保護計画を策定している。この中で自衛隊は、武力攻撃事態においては、主たる任務である武力攻撃の排除を全力で実施するとともに、国民保護措置については、これに

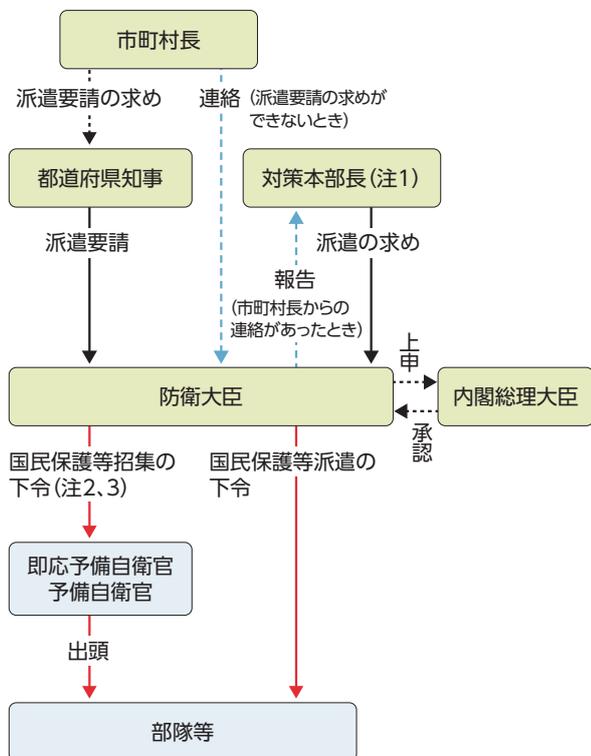
5 緊急対処事態（武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの）を含む、武力攻撃事態等以外の国および国民の安全に重大な影響を及ぼす事態

支障のない範囲で住民の避難・救難の支援や武力攻撃災害への対処を可能な限り実施するとしている。

なお、武力攻撃事態等および緊急対処事態において、自衛隊は国民保護等派遣等に基づく国民保護措置および緊急対処保護措置として、住民の避難支援、避難住民などの救援、応急の復旧などを行うことができる。

参照 図表Ⅲ-1-2-5 (国民保護等派遣のしくみ)

図表Ⅲ-1-2-5 国民保護等派遣のしくみ



- (注1) 武力攻撃事態等対策本部長または緊急対処事態対策本部長
- (注2) 特に必要があると認めるとき
- (注3) 即応予備自衛官および予備自衛官の招集は、必要に応じ内閣総理大臣の承認を得て行う

2 国民保護措置を円滑に行うための防衛省・自衛隊の取組

(1) 国民保護訓練

武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、国民保護措置の実施にかかわる連携要領について、平素から各省庁や地方公共団体などとの間で訓練を実施しておくことが重要である。

このような観点から、防衛省・自衛隊は、関係省庁の協力のもと、地方公共団体などの参加を得て、国民保護訓練を主催しているほか、関係省庁や地方公共団体などが実施

する国民保護訓練などに積極的に参加・協力している。

13 (同25) 年11月、防衛省は、内閣官房、青森県および弘前市が主催して、青森県で実施した実動訓練に参加した。イベント会場で放射性物質を含んだ爆発物(ダーティボム)が爆発し、多数の死傷者が発生したとの想定のもとで、初動対処、除染、応急救護、被災者の搬送、医療救護などについて訓練を行った。



青森県国民保護訓練において被災者の救出・救助を実施する陸自隊員

また、同月に北部方面隊が実施した日米共同方面隊指揮所演習の場を活用し、内閣官房などの関係省庁の協力のもと、北海道をはじめとする地方公共団体などの関係機関の参加を得て、武力攻撃予測事態時の住民避難に関する図上演習を行い、連携の強化を図った。

参照 資料27 (国民保護にかかる国と地方公共団体との共同訓練参加状況)

(2) 地方公共団体などとの平素からの連携

防衛省・自衛隊では、地方公共団体などと平素から緊密な連携を確保し、国民保護措置などを実効的なものとするため、陸自方面総監部および自衛隊地方協力本部に連絡調整を担当する部署を配置している。

また、広く住民の意見を求めるための機関として、都道府県や市町村に国民保護協議会が設置され、陸・海・空自に所属する者が委員に任命されている。さらに、指定地方行政機関である地方防衛局においても、関係職員が委員に任命されている。加えて、地方公共団体が、退職した自衛官を危機管理監などとして採用し、防衛省・自衛隊との連携や対処計画・訓練の企画・実施などに活用している。